

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	全国建設工事業国民健康保険組合 国民健康保険事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

全国建設工事業国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

全国建設工事業国民健康保険組合

公表日

令和2年5月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の内容	<p>全国建設工事業国民健康保険組合は、国民健康保険法等の規定に基づき行う事務の実施にあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下「番号法」という。)、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」等の法令、国が定める指針等を遵守して、被保険者の個人番号の適正な取り扱いを行う。</p> <p>全国建設工事業国民健康保険組合は、国民健康保険法等の規定に基づき行う事務のうち、番号法別表第一及び別表第二に定める国民健康保険組合が行う事務であって、主務省令で定める事務について、被保険者の個人番号など特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>具体的には以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の資格に関する処理 ・ 保険給付の支給に関する処理 ・ 国庫補助等の算定に関する処理
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。)
②システムの機能	<p>基幹システムは、(1)適用関係機能、(2)給付関係機能、と(3)個人番号管理機能の3つのシステム機能で構成される。</p> <p>(1)適用関係機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現加入者の個人番号初期収集、登録、変更、削除 ・ 加入者の資格取得、喪失、異動、その他加入者情報の審査、登録、変更、削除 ・ 加入者及び加入者情報の検索、参照 ・ その他、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格喪失証明書など資格関係証書の発行、管理など <p>(2)給付関係機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定給付申請の審査、登録、変更、削除 ・ 法定給付金及び附加給付金等の計算 ・ その他、限度額適用認定証など給付関係証書の発行、管理、医療費のお知らせなどの作成 <p>(3)個人番号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号及び被保険者枝番と既存システムで用いている個人識別番号(※)との紐付けテーブルの作成、変更、削除 ・ 個人番号の重複登録の審査 <p>(※)「個人識別番号」は、既存システムで組合員及び家族を特定するために当組合で発番した一意の番号である。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー等)</p>

システム2	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)
②システムの機能	<p>中間サーバー等は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバー等は、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 新規加入者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号含む)を中間サーバー等に登録する。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (iv)情報提供等記録生成 情報提供ネットワークシステムを通じて、他の機関へ情報照会・提供を行った記録を生成する。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得 基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システムから本人確認情報(個人番号)を取得する。 (ii)基本4情報取得 個人番号を基に、地方公共団体情報システムから本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険基幹情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の三十の項 ・番号法14条第1項および第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成24年9月10日内閣府 総務省令第5号) 第24条 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[<input type="checkbox"/> 実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 四十二及び四十三の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第二十五条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (委託の根拠)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、国民健康保険法の規定に基づき、公益社団法人国民健康保険中央会(国保中央会)・社会保険診療報酬支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は国保中央会である。</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課・資格管理課・保険給付課
②所属長の役職名	総務課長・資格管理課長・保険給付課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険基幹情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当組合の被保険者で、個人番号を有する者。
その必要性	当組合の事務を行う上で、被保険者の資格や給付に関する情報を記録・管理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号: 対象者を正確に特定するために記録するもの。 ・その他識別情報(内部番号): 既存システムの個人識別番号を個人番号と紐付け、資格や給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報: 被保険者について、通知等を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報: 給付に関する事務処理を行い、通知等を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年10月1日
⑥事務担当部署	総務課・資格管理課・保険給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (電子記録媒体を用いて東京都国民健康保険団体連合会、公益社団法人国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて地方公共団体情報システム機構から入手する)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した、 1. 被保険者の資格に関する処理 2. 保険給付の支給に関する処理 3. 国庫補助金等の算定に関する処理 で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて、必要な情報の検索・参照を行うことを使用目的とする。 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの個人識別番号で当該被保険者の申請情報と照合・確認することを使用目的とする。	
④使用の主体	使用部署	総務課・資格管理課・保険給付課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した、 1. 被保険者の資格に関する処理 2. 保険給付の支給に関する処理 3. 国庫補助金等の算定に関する処理 で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて、必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの個人識別番号で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	
	情報の突合	・個人番号が記載された帳票の受付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けされた既存システムの個人識別番号により基幹システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な被保険者の確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・異動により既存システムの個人識別番号が変更されているとき、異動前の資格情報項目と突合して同一人を名寄せし、必要な情報の履歴の参照を行う。 ・被保険者の資格に関する処理や保険給付の支給に関する処理に必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存システムの個人識別番号で当該被保険者の申請情報と突合する。
⑥使用開始日	平成28年10月1日	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p><基幹システムにおける措置> 特定個人情報ファイルは、「株式会社 大和総研ビジネス・イノベーション」のデータセンター、および、当組合事務所内のサーバに保管・管理し、基幹システムに接続する専用端末や基幹システムに接続していない事務用PCには一切保管しないよう規制している。 申請(届)書等の帳票類は当組合事務所内の管理区域に保管・管理し、管理区域外には一切保管しないよう規制している。 大和総研ビジネス・イノベーション : IDカード、指紋認証等によるセキュリティゲート及び警備員によるデータセンター 立入りの監視、24時間365日のシステム監視 組合事務所の建物 : 警備員による立ち入り監視 組合事務所内の管理区域 : IDカードによるセキュリティドア及び、職員等の入退室の記録管理 訪問者の入退室の記録管理及び立会い職員の記録管理 サーバ室 : 組合事務所の管理区域にサーバ室を設置、パスワード認証による立入りの制限 入室者の入退室時間及び入室理由の記録管理</p>
--------	--

7. 備考

なし

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険基幹情報ファイル

【適用ファイル】

<加入者情報項目>
個人識別番号
記号
番号
氏名
カナ氏名
性別
生年月日
被保険者分類(一般・後期高齢者)
本支部
事業所
続柄
資格取得年月日
取得事由
資格取得受付日
資格喪失年月日
喪失事由
資格喪失受付日
郵便番号
住所
電話番号
改定年月
改定種別(算定・月変)
基準報酬月額
報酬月額
基準賞与額
賞与支払額
賞与支払年月日
職種
組合員種別
証回収年月日
証回収理由
<届出記録項目>
氏名変更日

【給付ファイル】

<適用情報>
個人識別番号
<高額介護合算療養費項目>
計算期間・自
計算期間・至
介護 被保険者であった期間(自)
介護 被保険者であった期間(至)
介護 自己負担額
介護 うち70歳以上に係る自己負担額
所得区分
<傷病手当金支給項目>
請求期間・自
請求期間・至
支給開始日
支給満了日
支給期間・自
支給期間・至
支給日数
支給額
<葬祭費支給項目>
死亡年月日
支給額
<出産育児一時金支給項目>
分娩日
胎児数
内死産
支給額
【個人番号管理ファイル】
<個人番号管理テーブル>
個人識別番号
個人番号
被保険者枝番
<個人番号記録>
登録年月日
変更年月日
削除年月日
<「被保険者枝番」記録>
登録年月日
変更年月日
削除年月日

※個人番号と紐付ける
既存システムの「識別番号」
個人識別番号

【情報提供等記録項目】

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

【本人確認項目】

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号法)
住所
住所(大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間(照会基準日)
生存状況
生年月日
異動事由
異動年月日
異動有無
要求レコード番号

※中間サーバー等に保存される「委託区画ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システムで扱う特定個人情報ファイル(健康保険基幹情報ファイル)の副本であることから、一体のものとして評価を行っている。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険基幹情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本評価書に示す事務以外で、個人番号の提示を求めないものとする。 ・組合の広報紙やホームページ等で、被保険者に個人番号の提出が必要な加入者の要件を明示して周知する。 ・番号法第16条に基づいた本人確認を行うことで、対象者以外の個人番号の入手を防止する。 ・職員に対して特定個人情報取扱規程に沿った対応をしているか定期的に確認を行う。 ・電子記録媒体を用いて国保中央会及び支払基金を通じて住基ネットからの取得については、「住基ネットからの個人番号取得要領」(平成28年5月20付厚生労働省情報政策担当参事官室)に基づき、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険基幹情報ファイルを取扱う基幹システムをアクセス制御により限定する。 ・国民健康保険基幹情報ファイルの利用は、IDとパスワードにより利用者を限定する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険基幹情報ファイルを取扱う基幹システムをアクセス制御により限定する。 ・国民健康保険基幹情報ファイルの利用は、IDとパスワードにより利用者を限定する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険基幹情報ファイルを基幹システムで取扱う場合、利用状況を記録する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・離席等により業務端末の操作が行われず、その後再開する際にはログオン画面に戻る設定とする。 ・不必要な特定個人情報のコピー、データ化を行わない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務に関する規程 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規程 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規程 ・従業員に対する監督・教育に関する規程
-------	--

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	--	----------------------------

具体的な方法	・再委託をする場合には、組合の許諾を要件としている。
--------	----------------------------

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----	-------------------	-----------

ルール内容及びルール遵守の確認方法	
-------------------	--

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末(又は基幹システムの専用端末)を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 <p>(※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー等にも格納して、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。 ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得る。 ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる基幹システムの専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用できないようシステムの的に制御する。 ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、システム管理責任者がパスワード設定した媒体以外は基幹システムの専用端末及び統合専用端末で使用できないようシステムの的に制御する。 ・基幹システムの専用端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 ・統合専用端末は中間サーバー等以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て削除する。 ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データを全て削除する。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等に担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ・中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ・中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p><基幹システムにおける措置> 特定個人情報ファイルは、「株式会社 大和総研ビジネス・イノベーション」のデータセンター、および、当組合事務所内のサーバに保管・管理し、基幹システムに接続する専用端末や基幹システムに接続していない事務用PCには一切保管しないよう規制している。 申請(届)書等の帳票類は当組合事務所内の管理区域に保管・管理し、管理区域外には一切保管しないよう規制している。 大和総研ビジネス・イノベーション : IDカード、指紋認証等によるセキュリティゲート及び警備員によるデータセンター 立入りの監視、24時間365日のシステム監視 組合事務所の建物 : 警備員による立ち入り監視 組合事務所内の管理区域 : IDカードによるセキュリティドア及び、職員等の入退室の記録管理 訪問者の入退室の記録管理及び立会い職員の記録管理 サーバ室 : 組合事務所の管理区域にサーバ室を設置、パスワード認証による立入りの制限 入退室時間、入室理由及び入室者の記録管理</p> <p>・書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、焼却、溶解等の復元不可能な手段を用いる。 ・機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。 ・個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。</p>	
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・個人番号が記載された書類等については、当該関連する組合規程の保存期間経過後に廃棄するものとする。 ・基幹システムに保存する個人番号については、資格喪失後3年間保管するものとする。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員に対して特定個人情報取扱規程に沿った対応をしているか定期的に確認を行う。 ・監事は、特定個人情報の適正な取扱いその他法令及び本規程の遵守状況について監査する。</p>	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	全国建設工事業国民健康保険組合 総務課 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4 電話 03-5652-7001
②請求方法	・書面の提出により特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	全国建設工事業国民健康保険組合 総務課 〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4 電話 03-5652-7001
②対応方法	・問い合わせがあった場合、内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい事案等に関する問い合わせは、役員と連携して対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

